

平成 18 年度

春日市人事行政の運営等の状況について

春日市総務部総務課

春日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づき、平成18年4月1日現在での状況を次のとおり公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用

区 分	一般行政職	技能労務職	合 計
新規採用職員	14(6)人	0人	14(6)人
再任用職員	6(1)人	0人	6(1)人

()内は女性の人数の内書

(2) 職員の退職(平成17年度)

区 分	一般行政職	技能労務職	合 計
定年退職	5人	1人	6人
その他の退職	8人	0人	8人

(3) 部門別職員数

	平成18年度	平成17年度	増減数
議会事務局	6人	6人	
市長事務部局	351人	352人	1人
教育委員会	89人	90人	1人
選挙管理委員会	2人	2人	
監査事務局	3人	3人	
農業委員会事務局	1人	1人	
合 計	452人	454人	2人

17年度の教育委員会には、文化スポーツ振興公社職員12人を含む。
派遣職員2人は含まない。

2 職員の給与

平成18年度から、国家公務員の給与構造の改革に準じた給与制度に改定しました。

(1) 一般行政職の級別職員数

平成17年度

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職務内容	主事・技師			主任	主査	係長・主査	課長補佐 統括係長	課長	部長
職員数	2人	12人	27人	76人	30人	71人	75人	33人	10人

平成18年度

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職務内容	主事 技師	主任	主査 主任	係長 主査	課長補佐 統括係長	課長	部長
職員数	28人	26人	103人	68人	72人	34人	10人

(2) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.0歳	340,967円	391,682円
技能労務職	54.6歳	399,510円	437,844円

(3) 職員の初任給

区 分	初 任 給	
一般行政職	大学卒	170,200円
	高校卒	142,800円
技能労務職	高校卒	140,300円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区 分	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	
一般行政職	大学卒	271,700円	328,980円	386,300円
	高校卒	235,700円	該当者なし	327,500円
技能労務職	高校卒	該当者なし		
	中学卒			

(5) 職員の手当(月額)

ア 扶養手当

配偶者	13,000円	
扶養親族たる子、 父母等	2人まで	6,000円
	配偶者を扶養していない場合の1人	6,500円
	配偶者がいない場合の1人	11,000円
	その他1人につき	5,000円
	15歳から22歳までの子	5,000円加算

イ 地域手当 (給料+扶養手当)×6%

地域手当に関する経過措置

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
6%	6%	5%	4%	3%

ウ 住居手当

借家・借間	月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給する。 上限27,000円
自己所有	6,500円

エ 通勤手当

交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)		
交通用具利用者			
片道の距離	額	片道の距離	額
1～2km	3,500円	11～15km	16,500円
2～3km	5,000円	15～20km	19,500円
3～4km	6,500円	20～25km	22,500円
4～5km	8,000円	25～30km	25,500円
5～7km	10,000円	30～35km	28,500円
7～9km	12,500円	35～40km	31,500円
9～11km	14,500円	40km以上	34,500円

通勤経路は、合理的かつ最短距離

オ 特殊勤務手当

徴収手当	月額 6,000円
社会福祉業務手当	月額 5,000円
消防業務手当	月額 2,500円
行旅病人取扱	1人 1,000円
死人取扱	1人 2,000円

カ 管理職手当 給料 × 率

職	部長職	課長職	保育所長
率	16%	12%	10%

キ 管理職員特別勤務手当

管理職の休日出勤に支給：勤務1回につき8,000円以内

職	部長職	課長職	保育所長
額	8,000円	6,000円	4,000円

ク 時間外勤務手当、休日勤務手当

平成17年度決算額	101,057,017円
-----------	--------------

文化スポーツ振興公社職員を含む。

ケ 期末手当、勤勉手当（給料+地域手当+扶養手当）×率

	6月	12月	計
期末手当の率	1.4	1.6	3.00
勤勉手当の率	0.725	0.725	1.45
計	2.125	2.325	4.45

職務の級による加算措置

3級	4級・5級	6級・7級
5%	10%	15%

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

ア 1週間の勤務時間 38時間45分

イ 勤務時間の割振り

勤務時間 午前8時30分から午後5時まで

休息時間 午後0時から午後0時15分まで

休憩時間 午後0時15分から午後1時まで

(2) 休暇

年次休暇	労働基準法に基づく有給休暇で、1年度につき20日を付与。翌年度に20日を上限として繰り越しできる。 平成17年度の平均取得日数は約13日です。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務がやむ得ないと認められる場合に取得できる休暇
特別休暇	規則で定められた特別な事由により取得できる休暇 主な特別休暇は次の通り ・選挙権等の公民権の行使 ・証人等として官公署への出頭 ・骨髄提供者となる場合 ・ボランティア活動に参加する場合 ・結婚 ・職員の分娩 ・乳児の授乳等を行う場合 ・妻が出産する場合 ・妻の出産に伴い乳幼児を養育する場合 ・子の看護 ・忌引 ・父母の祭日 ・夏期における休暇 ・通信教育の授業に出席する場合
介護休暇	職員の配偶者、父母、子等の規則で定める者が、負傷、疾病、老齢により日常生活を営むのに支障がある場合に取得できる休暇 平成17年度に取得者はいません。

(3) 育児休業(平成17年度)

	育児休業		部分休業	
	取得者	うち両休業取得者	取得者	
男性職員	0人	0人	0人	0人
女性職員	9人	0人	0人	0人
計	9人	0人	0人	0人

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るために行う処分のことです。

平成17年度に分限処分者数

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	12人	0人	12人
職に必要な適正を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
廃職又は過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	12人	0人	12人

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行う処分(制裁)のことです。

平成17年度に懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

5 服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専

念する義務、政治的行為の制限といった服務を遵守することが求められています。

春日市では、必要に応じて服務規律の徹底を図るため綱紀肅正の通知等を行い、その徹底を図っています。

(1) 職務に専念する義務の免除の状況(平成17年度)

職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合など、職務に専念する義務が免除されることがあります。

項目	内容
職務に専念する義務の免除年間件数	226件

(2) 営利企業等の従事の許可状況(平成17年度)

職員は、許可を受けなければ、営利企業の役員になったり、報酬を得ていかなる事業や事務に従事したりすることはできません。

ただし、職務の遂行に支障、悪影響がなく、地方公務員としての信用を傷つけるおそれがない場合は、許可されることがあります。

項目	内容
営利企業等の従事の許可件数	0件

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況(平成17年度)

総事業費 4,062,000円

	主な内容・派遣先	コース・回数	受講人数
自主開催 研修	プレゼンテーション研修 政策形成能力養成研修など	6コース (28回)	531人
派遣研修	福岡県市町村職員研修所 全国市町村職員中央研修所など	55コース (55回)	151人
合計		71コース (83回)	682人

(2) 勤務成績の評定状況

職員の日常の仕事ぶりや勤務態度を通じて、勤務成績を評価し、昇任や配置等の人事管理に活用しています。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、地方公務員法の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を立て、実施しなければならないことが定められています。

ア 職員互助会

職員互助会は、会員の福利厚生に関する事業の実施、相互扶助及び親睦を図ることを目的としており、会員の掛金及び市助成金で運営しています。

主な事業として福利増進事業、厚生事業、慶弔事業等を行っています。

	17年度決算	18年度予算
会員の掛金	9,671,054円	9,775,000円
市の助成金	19,757,900円	13,686,000円

イ 職員の健康管理

職員の健康を確保するため、健康診断を実施しています。

平成17年度の状況

受診者数	要精密者
429人	185人

ウ 共済制度

職員の共済制度は、福岡県市町村職員共済組合に加入し、共済組合が短期給付(医療)、長期給付(年金)、福祉事業(健康保持増進事業、貸付事業など)を行っています。

(2) 公平委員会の状況

職員は、全体の奉仕者という立場から労働基本権の一部が制限されています。このため、市に対して中立的な機関である公平委員会に対して、身分上及び経済上の権利・利益の保護を求めることができるようになっていきます。

春日市は、筑紫野市、大野城市、太宰府市、那珂川町等と共同して筑紫公平委員会を設置しています。その権限は次の通りです。

ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定すること。

ウ その他職員の苦情を処理すること。

平成17年度の状況

業 務	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件
苦情の処理	0件

(3) 公務災害・通勤災害の状況 (平成 17 年度)

職員が、公務中または通勤中に被災した場合は、その災害によって受けた傷病について治療費等が補償されます。

項 目	件 数
公務災害発生件数	3 件
通勤災害発生件数	0 件